

第6回 犬猫適正基準の環境省案への意見書について の環境省の**回答等**

(公社) 日本動物福祉協会
学術ネットワーク

回答；環境からの回答

；学術ネットワークの追加意見

対象範囲とコンセプト

「犬猫等販売業（ブリーダー・ペットショップ）に限らず展示業（猫カフェ）等に適用する」

飼い主がいる犬猫を預かるペットホテル及びトリミング業等の保管業は除くとの見解が環境省から示されたが、いわゆる飼い主のいない犬猫が多く扱われる競争あっせん業、貸出し業及び譲受飼養業（引取り業者等）は対象となるのか？

回答； なります。

基準④ 疾病等に係る措置 関係

「定期的な獣医師の健康診断を義務付け」

※繁殖個体等の1年以上使用する個体に対して規定

定期的な獣医師の健康診断の遵守をどのような方法で確認し、徹底させるのか？

☞ 犬猫等健康安全計画や出生証明書などに記載することや自治体に報告することを義務付けるように要望。

基準① 飼養施設の設備構造・規模、管理関係

一体型で複数飼いの場合：

- 望んだ時に1頭になれる場所や頭数分の寝床やトイレの設置を考慮すること。
- 相性を見極めの徹底と犬は3頭未満、猫は12頭未満とすること。

 頭数制限の明記はありませんが、第7回環境省案に相性をみることを記載された。

基準① 飼養施設の設備構造・規模、管理関係

- 数値設定だけでなく、横になった時に手足等が四方壁につかない又は2頭が触れ合わないことなど定性的内容も併記する必要がある。
- 妊娠・出産・子育てする施設（繁殖施設）の施設基準は別に設ける必要がある。

回答； 現行の定性的基準だとわかりにくいとのことで定量的基準が必要となった。しかし、定性的基準も重要であることは理解。

☞ 行政職員が視察時困らないような具体的な定性的重要ポイントを専門家らの意見を取り入れ作成することを要望。

基準② 従業員の員数 関係

- 8時間の労働時間内には、動物とのふれあい（遊び、スキンシップ等）の時間を含めること。

**👉 第7回基準案にふれあい内容等について
具体例を解説書で説明と明記**

- 頭数制限には、繁殖及び販売以外の犬猫も考慮する必要がある。

**回答；指摘された問題は承知しているが、
そのための良い実践的な案がなく、そこ
まで明記することは難しいのではないか。**

基準③ 飼養・保管の環境管理 関係

温度・湿度・臭気について

- 具体的な適正温湿度、特に温度の表記は必要。
また、臭気基準についても明確な基準又はそれに代わる基準を記載すること。

**回答；具体的な数字を明記することで、
年齢や個体によっては基準内であっても
不適切な場合があることが考えられる。
そのため、動物の状態に焦点をあて、解説
書に具体的な数値を参考として記載する。**

基準④ 繁殖回数・方法 関係

繁殖方法について

- (予定)帝王切開については回数制限を設ける。

回答；帝王切開による痛みについては理解できるが、エビデンスがない以上、回数制限を設けることは難しい。

☞ 痛みを理解しているのであれば、普通分娩より厳しい規制が必要である。

基準④ 繁殖回数・方法 関係

繁殖方法について

- 帝王切開は必ず獣医師が実施すること。

☞ いかなる理由があろうとも、麻酔処置のない開腹手術は動物虐待であり、獣医師以外（医師・薬剤師除く）の者が麻酔薬を使用し、獣医療を実施することは違法である。

明確な回答なし。

基準④ 繁殖回数・方法 関係

繁殖方法について

- 初回発情での交配を避けること。
- 猫の繁殖回数明記は必要。

**回答； 獣医師の診断結果を基にすることを
明記。**

基準④ 繁殖回数・方法 関係

出生証明書について

- 帝王切開だけでなく、普通分娩であっても獣医師による出生証明書の交付を受けること。

明確な回答なし。

課題

かかりつけ獣医師の義務化

回答； 現行での義務となっている。

☞ この条文を生かすように、獣医師の具体的ななかかわり方等を明文化する必要がある。

認定獣医師の育成

回答； 今後、必要となることを理解。そのためには、育成プログラムによる認定獣医師の実績をつくることが重要。